



許可番号第 0 0 1 1 0 0 3 7 0 5 9 号

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道稚内市はまなす四丁目 1 番 2 号

氏 名 株式会社稚内衛生公社  
代表取締役 高橋 淳一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和 3 年 (2 0 2 1 年) 3 月 1 9 日

許可の有効年月日 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 3 月 7 日

#### 1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん (以上 5 種類は水銀含有ばいじん等を含む。)、  
廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。石綿含有産業廃棄物及び水銀使用  
製品産業廃棄物を含む。積替保管有り。以下余白。

#### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類	保管場所 A
設置場所	稚内市大字声間村字 サラキトマナイ 9 8 4 番 1
面積	3. 1 8 m <sup>2</sup>
種類	・ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む)
	保管上限 1. 6 m <sup>3</sup>

施設の種類	保管場所 C
設置場所	稚内市大字声間村字 サラキトマナイ 9 8 4 番 1
面積	2. 8 6 m <sup>2</sup>
種類	・廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)
	保管上限 1. 6 m <sup>3</sup>

施設の種類	保管場所 B
設置場所	稚内市大字声間村字 サラキトマナイ 9 8 4 番 1
面積	3. 1 8 m <sup>2</sup>
種類	・燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)
	保管上限 1. 6 m <sup>3</sup>

施設の種類	保管場所 D
設置場所	稚内市大字声間村字 サラキトマナイ 9 8 4 番 1
面積	3. 5 4 m <sup>2</sup>
種類	・廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む)
	保管上限 1. 6 m <sup>3</sup>



別記様式 2 4 (規則様式 7 号)

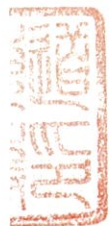
施設の種類 設置場所  面積 種類 ・廃油 保管上限	保管場所 E 稚内市大字声問村字 サラキトマナイ 9 8 4 番 1  6. 0 m <sup>2</sup>  3. 1 m <sup>3</sup>	施設の種類 設置場所  面積 種類 ・廃油 保管上限	保管場所 F 稚内市大字声問村字 サラキトマナイ 9 8 4 番 1  1 1. 4 4 m <sup>2</sup>  3. 6 m <sup>3</sup>
--	--	--	--

3. 許可の条件  
 \*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況  
 平成 1 8 年 ( 2 0 0 6 年 ) 3 月 8 日 許可の更新  
 平成 2 3 年 ( 2 0 1 1 年 ) 3 月 1 6 日 許可の更新  
 平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 3 月 1 1 日 許可の更新  
 令和 3 年 ( 2 0 2 1 年 ) 3 月 1 9 日 更新時変更許可 ( 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん ( 以上 5 種類は水銀含有ばいじん等を含む。 )、水銀使用製品産業廃棄物の追加。 )

5. 積替え許可の有無 有・無  
 ※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有・無



( 宗谷総合振興局 )  
( 日本産業規格 A 列 4 番 )